

議案第 16 号

里庄町介護老人保健施設設置条例の一部改正について

里庄町介護老人保健施設設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 3 月 4 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の一部が改正されたことから、規定の整理を図るとともに、運営協議会について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定に基づく附属機関であることを明確にするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成27年3月 日公布
里庄町条例第 号

里庄町介護老人保健施設設置条例の一部を改正する条例

里庄町介護老人保健施設設置条例（平成4年里庄町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「法第8条第25項」を「法第8条第26項」に改め、同条第4号中「法第8条の2第8項」を「法第8条の2第6項」に改め、同条第5号中「法第8条の2第10項」を「法第8条の2第8項」に改める。

第11条の見出しを「（運営協議会）」に改め、同条第1項中「資するため、」の次に「地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として、」を加え、同条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、保健施設の管理及び運営について必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条第3号を改める規定は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第1条第6号の規定に基づく政令で定める日から施行する。